

# 船舶事故調査報告書

平成30年4月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年11月22日 02時45分ごろ
発生場所	新潟県新潟市新潟港西区 新潟港臨港灯台から真方位317° 120m付近 (概位 北緯37° 57.0′ 東経139° 04.1′)
事故の概要	砂利採取運搬船第八勝栄丸 <sup>かつえい</sup> 及び遊漁船あおい丸は、共に北北東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年12月5日、主管調査官（仙台事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 砂利採取運搬船 第八勝栄丸、447トン 120077、柴田海運株式会社（株式会社水嶋海事工業（庸船者）） B 遊漁船 あおい丸、10.95トン NG2-2181（漁船登録番号）、個人所有 第241-1982号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 2人（釣り客）
損傷	A 左舷船尾部外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、船長Aが操船して約7ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ）で手動操舵により新潟港西区を西突堤に沿って山形県鶴岡市鼠ヶ関港 <sup>ねずがせき</sup> に向け、北北東進していた。 A船は、船長Aが、左舷後方を併走するB船の右舷灯を認めたが、衝突する危険はないと思い、北北東進を続けた。 船長Aは、出港時にA船の船尾灯を含む全ての航海灯の点灯を確認していたが、新潟港西区の港口で船尾灯が消灯しているのに気付き、配電盤のスイッチを入れ直したところ、点灯したのを確認した。 船長Aは、夕方になって海上保安庁から連絡を受け、B船と衝突したことを知った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、新潟県佐渡島の釣り場に向かう目的で、約9knの速力で手動操舵により新潟港西区を西突堤に沿って北北東進中、A船と衝突した。

	<p>B船の釣り客のうち2人は、遊漁して入港の後、首と腰の痛みを訴えて受診した。</p> <p>船長Bは、本事故時、A船の航海灯を認めなかったため、衝突するまでA船の存在に気付かなかった。</p>
<b>分析</b>	<p>A船は、北北東進中、船長Aが、左舷後方を併走するB船を認めた際、衝突する危険はないと思い、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、B船が接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、北北東進中、A船の船尾灯が消灯していたことから、船長BがB船の船首方をB船より遅い速力で航行しているA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、新潟港西区において、A船及びB船が、共に北北東進中、船長Aが、B船に対する見張りを適切に行っていなかったため、B船が接近していることに気付かず、また、A船の船尾灯が消灯していたため、船長BがB船の船首方をB船より遅い速力で航行しているA船に気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他船を認めた際は、継続して動向を確認するなど、常時適切な見張りをを行うこと。</li> <li>・ 夜間航行中は、航海灯が点灯していることを確認すること。</li> </ul>